

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌市下水道科学館運営管理業務
発 注 課	下水道河川局経営管理部経営企画課
選 定 事 業 者	一般財団法人札幌下水道公社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） 本業務は、札幌市下水道科学館（以下「下水道科学館」という。）の運営管理全般を行うものであり、具体的には、来館者の案内、団体見学の対応、施設の広報及びイベントの企画・実施並びに館内設備及び展示物の日常的な維持管理に係る業務である。 当該施設は、市民の下水道事業に対する関心や理解を深め、下水道の重要性を広く発信することを目的として設置した本市下水道事業の広報及び啓発活動の拠点施設であり、「下水道のしくみや役割を楽しく学べる施設」として小学校の社会教育の施設見学にも活用されている。 したがって、当該施設の設置目的に適した運営管理を行うためには、本市の下水道事業に関して幅広い知識と専門的知見を有した人材を配置することが不可欠であり、また、利益確保に偏ることなく、施設の安全管理を優先し、併せて、本市の方針や施策に基づき、本市と一体となって効果的に事業を進めることが求められる。 一般財団法人札幌下水道公社は、下水道事業の円滑な推進に貢献し、もって市民生活の向上と発展に寄与することを目的として、本市の出資により創設された団体であり、利益重視によらず、公的な立場で、本市と一体となって、本市の下水道事業を担うことができる唯一の事業者である。 同公社には、現在に至るまで、本市の下水道事業に関する普及啓発及び施設の維持管理に携わってきた豊富な実績や経験があり、本市の下水道事業に精通した職員を多数有している。加えて、同公社は、財団法人から一般財団法人への移行に伴い、内部留保資金を活用した公益目的支出計画を策定し、この計画に基づき、平成24年度より下水道科学館に来館する児童の送迎用バスの貸出事業を実施しており、年間約2,500人の小学生の来館を実現に寄与するなど、自らの財源で下水道科学館の来館者の増加に向けた取組みを積極的に行っている。 以上のことを勘案すると、下水道科学館の設置目的に適した運営管理業務を履行することができる事業者は一般財団法人札幌下水道公社に限られることから、本業務の契約の相手方として特定するものである。	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）